

名 称	千間台西六丁目地区計画	
位 置	越谷市千間台西六丁目の全部	
面 積	約17.9 ha	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市施行の千間台土地区画整理事業（面積124.9 ha）地区にあり、基盤整備の完了した街区となっている。事業による基盤整備の効果や良好な環境が、無秩序な開発によって損なわれることのないように、敷地の細分化の防止、建築物の高さの制限等により市街地形成の規制・誘導を図り、より水準の高い住環境の実現を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、低層住宅を主体としたゆとりのある街区とし、敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を設定して、良好な住宅街区としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区の区画道路は、地区計画の目標にてらして安全で快適な生活道路とする。
	建築物等の整備方針	良好な住宅街区とするため、建築物の高さ並びに地震時における倒壊防止の観点からかき又はさくの構造の制限を行い、同時に生垣による緑化の推進を図る。
地区 建築物等に 関する 事項 画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、ただし建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3に規定する用途に限る 3 集会所、神社 4 診療所、病院、保育所、老人ホーム 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で令第130条の4に規定するもの 6 店舗、ただし物品販売業に限る 7 前各号の建築物に付属する物置又は車庫
	敷地面積の最低限度	1区画が120平方メートル以上で、かつ共同住宅、長屋等の1戸当たりの敷地面積は、2階建の場合は50平方メートル以上、3階建の場合は30平方メートル以上とする。
	建築物の高さの最高限度	10メートル
	敷地土留めの高さの最高限度	道路面から60センチメートル以下とする。ただし、建築物の高さが9メートルを超える場合は道路面から30センチメートル以下とする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は次に掲げるものとする。（ただし門柱部分を除く） 1 生け垣 2 鉄さく、金網等の透視可能なフェンス 3 前各号以外の構造のものについては道路面からの高さを1.5メートル以下とし0.8メートルを超える場合は、超えた高さ分を道路境界線から後退する。
	建築物の形態又は意匠の制限	敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪止め等を設ける